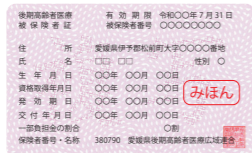


# 3 75 歳以上の皆さんへ

後期高齢者医療保険 (後期)

## 保険証の更新

新しい保険証(薄桃色)は、7月下旬に簡易書留で郵送します。負担割合(1割か3割)は令和2年1月～12月の1年間の所得と収入で決まります。保険証で確認してください。7月末になっても届かない場合は、お問い合わせを。



☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

## 保険料額決定通知書の送付

令和3年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。納付方法が変更になる人もいますので、必ず保険証に同封する案内を確認してください。

☎ 保険課保険料係 ☎ 985-4227

## 限度額適用認定証などの更新

すでに認定証を持っている人で、保険料の滞納がなく前年度と所得区分が変わらない人は、保険証と一緒に認定証を同封します。

前年度と所得区分が変わった人や新たに必要なのは保険課窓口で申請してください。

### ▶認定証の種類

- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証

▶対象者 町に住民登録があり後期に加入している人で、保険料を滞納していない人

▶持参物 新しい保険証、認め印(朱肉を使うもの)、マイナンバーが確認できるもの、窓口に来る人の身分証明書(免許証など)

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

# News

# 保険証などの更新と 保険税(料)の軽減制度

現在お持ちの保険証、負担割合証、限度額適用認定証の有効期限は

# 7月31日

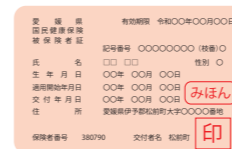
# 1 国保に加入している皆さんへ 国民健康保険(国保)

## 保険証の更新

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留で郵送します。届いたら、記載事項に間違いがないか確認してください。

7月末になっても届かない場合は、お問い合わせください。

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107



## 非自発的失業者への国保税の軽減

倒産・解雇など自ら望まず離職した非自発的失業者の国保税を、申請により一定期間軽減します。

▶対象者 失業時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職(①特定受給資格者)か雇止めなどによる離職(②特定理由離職者)で雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次の人

- ①特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
- ②特定理由離職者 23、33、34

▶軽減内容 対象者の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定(給与以外の所得は対象外)

▶軽減期間 失業日が▷令和2年3月31日～3年3月30日→4年3月まで▷3年3月31日～4年3月30日→5年3月まで

▶申請方法 雇用保険受給資格者証、認め印(朱肉を使うもの)を持参し、税務課町民税係か保険課医療保険係にお越しください。

☎ 税務課町民税係 ☎ 985-4110

## 限度額適用認定証などの更新

引き続き適用を希望する場合は、保険課窓口で申請してください。新たに申請する場合も同様です。

### ▶認定証の種類

- ・限度額適用認定証
- ・食事療養費標準負担額減額認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証

▶対象者 松前町の国保に加入し、国保税を滞納していない人

▶持参物 新しい保険証、認め印(朱肉を使うもの)、マイナンバーが確認できるもの、窓口に来る人の身分証明書(免許証など)

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

# 4 介護保険を利用している皆さんへ

## 負担割合証の更新

令和3年8月1日現在で「要介護」「要支援」「事業対象者」の認定を受けている利用者には、7月中旬に新しい負担割合証(水色)を郵送します。負担割合(1割から3割まで)は、2年中の所得に応じて決まります。

負担割合証は、介護保険被保険者証(オレンジ色)と一緒に保管して、サービスを利用するときに事業所に提示してください。

▶適用期間 8月1日から翌年の7月31日まで

※ 世帯構成の変更や所得の更正があった場合は、上記適用期間中でも負担割合が変更となる場合があります。

☎ 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

## 負担限度額認定証の更新・交付

低所得の利用者を対象に、介護保険施設に入所・短期入所した場合の食費や居住(滞在)費を軽減する制度があります。軽減を受けるには、認定証の申請が必要です。8月から対象者の所得要件が見直され、今まで軽減を受けている人でも対象外になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▶既に認定証を持っている人 入所施設と担当ケアマネジャーに更新案内を送っています。引き続き認定証が必要な人は、手続きをしてください。

▶新たに認定証の交付を受けたい人 利用者本人・配偶者(該当者だけ)名義の預貯金通帳の写しなどを持参し、窓口で申請が必要です。

☎ 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

## 社会福祉法人による利用者負担軽減

町が認めた低所得の利用者に対し、社会福祉法人が提供する介護サービスの利用料を軽減します。対象者など詳しくは、お問い合わせください。

▶対象サービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど(一部を除き介護予防と地域密着型サービスを含む)

☎ 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

# 2 65 歳以上の皆さんへ 介護保険第1号被保険者

## 介護保険料決定通知書の送付

令和3年度の介護保険料決定通知書を、7月中旬に郵送します。

介護保険料は3年ごとに見直しが行われており、今回5年度までの保険料を設定しました。詳細は、郵送する決定通知書を確認してください。

▶基準額  
**64,800円** (月額5,400円)  
※保険料は、所得段階によって異なります。

☎ 保険課保険料係 ☎ 985-4227